

する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本店又は営業所等を有している者であること。
- (5) 過去に同種の業務契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付

本公告に係る入札に参加しようとする者の申し出により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付します。ただし、郵送による交付は受け付けません。

(2) 入札説明書の交付期間

平成20年2月21日から同年3月6日までの土曜日、日曜日及び月曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(3) 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市若里1丁目1番4号
 県立長野図書館 総務課
 電話 026(228)4500

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月18日 午後4時

イ 場所 県立長野図書館 3階第1会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月6日午後5時までに上記3の(3)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、県立長野図書館長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

文化財・生涯学習課

正 誤

平成20年2月12日付け長野県告示第60号「病院内保育所運営事業費補助金交付要綱の一部改正」中

ページ 行(箇所)

誤

2 6 「

- (1) A型(保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の乳児又は幼児が4人以上で、保育時間が8時間以上であり、保育士等の職員を2人以上有する病院内保育所運営事業)
 $2 \text{人} \times 144,250 \text{円} \times \text{運営月数} - \text{別に定める保育料収入相当額}$
- (2) B型(看護職員の乳児又は幼児が4人以上かつ看護職員及びその他の職員の乳児又は幼児が10人以上で、保育時間が10時間以上であり、保育士等の職員を4人以上有する病院内保育所運営事業)
 $4 \text{人} \times 144,250 \text{円} \times \text{運営月数} - \text{別に定める保育料収入相当額}$
- (3) B型特例(B型のうち乳児又は幼児が30人以上で、保育時間が10時間以上であり、保育士等の職員を10人以上有する病院内保育所運営事業)
 $6 \text{人} \times 144,250 \text{円} \times \text{運営月数} - \text{別に定める保育料収入相当額}$
- (4) C型(看護職員の乳児又は幼児が2人以上で、保育時間が8時間以上であり、保育士等の職員を1人以上有する病院内保育所運営事業)
 $1 \text{人} \times 144,250 \text{円} \times \text{運営月数} - \text{別に定める保育料収入相当額}$

」

正

- (1) A型(保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の乳児又は幼児が4人以上で、保育時間が8時間以上であり、保育士等の職員を2人以上有する病院内保育所運営事業)
2人×144,250円×運営月数-別に定める保育料収入相当額
- (2) B型(看護職員の乳児又は幼児が4人以上かつ看護職員及びその他の職員の乳児又は幼児が10人以上で、保育時間が10時間以上であり、保育士等の職員を4人以上有する病院内保育所運営事業)
4人×144,250円×運営月数-別に定める保育料収入相当額
- (3) B型特例(B型のうち乳児又は幼児が30人以上で、保育時間が10時間以上であり、保育士等の職員を10人以上有する病院内保育所運営事業)
6人×144,250円×運営月数-別に定める保育料収入相当額
- (4) C型(看護職員の乳児又は幼児が2人以上で、保育時間が8時間以上であり、保育士等の職員を1人以上有する病院内保育所運営事業)
1人×144,250円×運営月数-別に定める保育料収入相当額

ページ

行(箇所)

誤

2

23

- (1) A型特例(乳児又は幼児が2人以上で、保育時間が8時間以上であり、保育士等の職員を2人以上有する病院内保育所運営事業)
1人×144,250円×運営月数-別に定める保育料収入相当額
- (2) A型(乳児又は幼児が4人以上で、保育時間が8時間以上であり、保育士等の職員を2人以上有する病院内保育所運営事業)
2人×144,250円×運営月数-別に定める保育料収入相当額
- (3) B型(乳児又は幼児が10人以上で、保育時間が10時間以上であり、保育士等の職員を4人以上有する病院内保育所運営事業)
4人×144,250円×運営月数-別に定める保育料収入相当額
- (4) B型特例(B型のうち乳児又は幼児が30人以上で、保育時間が10時間以上であり、保育士等の職員を10人以上有する病院内保育所運営事業)
6人×144,250円×運営月数-別に定める保育料収入相当額

正

- (1) A型特例(乳児又は幼児が2人以上で、保育時間が8時間以上であり、保育士等の職員を2人以上有する病院内保育所運営事業)
1人×144,250円×運営月数-別に定める保育料収入相当額
- (2) A型(乳児又は幼児が4人以上で、保育時間が8時間以上であり、保育士等の職員を2人以上有する病院内保育所運営事業)
2人×144,250円×運営月数-別に定める保育料収入相当額
- (3) B型(乳児又は幼児が10人以上で、保育時間が10時間以上であり、保育士等の職員を4人以上有する病院内保育所運営事業)
4人×144,250円×運営月数-別に定める保育料収入相当額
- (4) B型特例(B型のうち乳児又は幼児が30人以上で、保育時間が10時間以上であり、保育士等の職員を10人以上有する病院内保育所運営事業)
6人×144,250円×運営月数-別に定める保育料収入相当額

医療政策課